

地公退会

No. 128
2015. 12. 25

定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

与党「平成二八年度税制改正大綱」発表 企業負担を減らし、家計負担を増やす 参議院選挙前は甘言、終わったらやり放題

二月一六日に公表された「与党税制改正大綱」は、安倍政権の税制に関する基本政策「企業負担を減らし、家計負担を増やす」「持てる者を優遇し、持たざる者を踏みつけにする」を明瞭に示した。また、参議院選挙にむけた国民だましとして減税要素を前面に出しているが、選挙に勝ち政権を安定させたら直ちに各種増税を実施しようとしている。

法人税については、官邸と政治献金をする経営者団体との密室協議により、三段跳びで減税の前倒し方針を決めた。

個人所得税については累進性を弱いままに放置し、参院選後に中・低所得者の負担増を目指している。

消費税に関しては税制として妥当でない「軽減税率」を自公選挙協力の道具として導入するとした。これらが進行すれば、法人税減税を消費税増税が肩代わりすることになる。

健全な社会のためには、企業が法人税で社会的責任を果たし、高所得者が累進的所得税で格差是正に役立つ応能負担をする必要がある。また、消費税は法人税・所得税と適切に負担を割り振るとともに、給付付税額控除など低所得者に対する合理的な負担軽減策を講ずべきである。税制に関する意思決定の方法も極めて非民主的に変えられ、自公政権復活後は再び密室の与党税調に実権が移り、さらに官邸がこれを支配する形に変わった。

政府税調は法人税と消費税については検討を放棄して党に委ね、専ら個人所得税の研究をしているが、これまでの検討を見れば中所得者増税となり反発が予想されるため、これらについては参議院選挙後に先送りする日程としている。

税制改定の検討は、納税者がその使途と負担について納得すること、そのための透明で実質的な意思決定が不可欠である。

(1) 諸審議会等

① 政府税調…十一月一日に中間の論点整理を公表、一六年夏に中間答申予定とした。法人税と消費税は与党・政府に検討を委ね、所得税を中心に検討している。配偶者控除は二〇一七年改正を目指すとしている。

→体系性、主体性を欠く政府税調に存在意義はあるのか？ 所得税検討の先送りは見え透いた参議院選挙対策で、選挙後の増税は必至。

② 「未来投資に向けた官民対話」…十一月二六日の第三回合会で安倍首相は「産業界から提起された課題については政府として速やかに効果的に対応してまい。法人税改革については二八年度の引き下げ幅を確実に上乘せし、税率を早期に二〇％台に引き下げる道筋をつける」と発言

→政治献金と減税の取引談合の場で、税調にも党にも国会にも諮らず、いわんや国民の合意なしで首相が法人税減税を表明する非民主制

③ 与党税調…二月一六日に一六年度税制改正大綱決定。消費税の軽減税率について自公の調整に手間取り、当初の予定から相当遅れて決定。

→官邸は、税制あり方と無関係に、創価学会から参議院選挙協力を得るための自公談合により強引に軽減税率をねじ込んだ。自民党内にはこれに抵抗する者がいない。公明党は談合がまとまった途端、沖縄宜野湾市長選挙支援や「子育て世帯臨時特例給付金」廃止に同意したと伝えられる。大切な税制をこれらの

者の選挙思惑・談合でゆがめさせてはならない。

(2) 法人税（与党税調一六年度税制改正大綱）

① 法人実効税率の二〇％台への引き下げ

これまで、一五年度の実効税率三二・一一（国税三三・九％）を段階的に二〇％台に引き下げるという与党方針が示されていた。これに関する昨年の決定は「一六年度三一・三三％」だった。本年一月初旬案ではこれを前倒しして「一六年度に減額△〇・四五上乘せで三〇・八八、一七年度に二〇％台」へとする案が伝えられたが、「官民対話」を経てさらに減額幅を拡大・加速し、「一六〽一七年度二九・九七（国税二三・四）％、一八年度二九・七四（国税二三・二）％」を最終決定とした。→累積する国債、消費税を増税せざるを得ないほどの財源不足の下では一％で約五千億円にあたる法人税を減税する財政余地はない筈。また、減税しても企業の内部留保（現在三五〇兆円といわれる）と投資家への配当が増えるだけで、需要を生み出す賃上げ・付加価値向上のための投資には向かわない。経団連が「政治献金」によって政治を買い取り、大企業減税を家計に転嫁することは許せない。

（法人税減税のシナリオを書いたとされる経済産業省は「混合診療推進」「年金積立金による官制相場作り」「原発推進」との四点セットで国政を大きく誤らせようとしている。）

② 地方法人税の税率を引き上げ

資本金一億円以上の中企業に対する外形標準課税の拡大などにより地方法人税の税率を二〇一七年度に現行四・四％から一〇・三％に引き上げて、法人税全体としては税収中立にすると説明している（一六年度一年間は二〇〇〇億円の減税）。

→企業から家計への負担転嫁に加え、企業サイド内でも強い大企業だけが減税され、赤字の中企業がその肩代わり増税になる。

③ 太陽光発電パネル設置時の法人減税を打ち切り。原発の「使用済燃料再処理等機構（仮称）」を公益法人化して税制優遇する。→大手電力会社の原発回帰を支援する逆行税制である。

注…法人実効税率…国税の法人税、地方税の法人事業税・法人住民税を合計した概念

合計ではあるが、「住民税の課税標準額は課税所得ではなく法人税額を基礎とする」「事業税は損金を算入して計算」するため、単純合計値より小さい。

算式…〔法人税率×（一十住民税率）十事業税率〕÷（一十事業税率）

(3) 消費税

① 軽減税率

迷走の結果、与党は加工品を含む食料品に軽減税率を適用するとの結論を出した。その経過は次のように伝えられている。

「自公両党と財務省は低所得者逆進性緩和策として一旦『マイナンバーカードを利用した還付方式』で合意したが、支持団体である創価学会が公約違反と批判したため議論が軽減税率に戻った。議論では軽減対象品目と軽減による税収減対策に関して不一致があったが、自民党と財務省の慎重論を押し切って官邸主導で今次の結論を出した」。これによる一兆円といわれる

税込減は、「一体改革で予定された低所得者の医療・介護・保育等の合計自己負担の上限を抑える総合合算制度（四千億）」をとりやめるほか、今後決める社会保障・福祉経費の削減で埋め合わせるとした。

また、この尻馬に乗る形で業界利益の正当化を図った一部新聞社が新聞の軽減税率適用をねじ込んだ。

→税制としての妥当性、低所得者対策の在り方とは無関係に自公選挙協力の道具として軽減税率を導入することは許せない。低所得者対策は税率軽減ではなく安定財源を確保したうえでの再分配を柱とすべきであり、連合が「一六〇一七年度要求と提言」で主張する通り、「逆進性緩和策は給付付税額控除とすべき。軽減税率は対象品目の線引きや財源確保などの点で問題が多く、導入すべきでない」

このまま軽減税率を導入すればこれまでも問題であった益税がさらに拡大されることになる。

② 益税…小規模事業者の免税や簡易課税制度による益税批判に對して、二〇二一年四月からインボイス（税額票）による「適格請求書保存方式」を導入する（二〇一七年から二〇二〇年までは簡易方式「区分記載請求書等保存方式」のまま）。簡易課税制度と小規模事業主負担制度は存続する。

→連合が「一六〇一七年度要求と提言」で主張する通り、「益税解消のため、税額控除方式は、現行の帳簿方式から税額票（インボイス）方式に変更すべき」

③ 社会保障財源としての消費税
 →退職者連合は消費税について、法人税・所得税と並んで社会保障を支える基幹税と位置付け、消費税の制度的弱点を是正すること、他の二税との適切な割り振りで過大にならないことを求めてきた。

しかし、法人税額はピーク時の一九八九年の二九・八兆円から二〇一四年度の二七・六兆円への落ち込みまでの二五年間で累計二五五兆円減収になっている。他方、ほぼ同時期の二六年間で消費税収累計（含地方税）は二八二兆円で、如何に言い訳しても法人税の減を消費税で代替した数字になる。法人税の減収・引き下げの肩代わりに消費税増税が充てられることは許せない。

(4) 所得税

所得税については配偶者控除や年金課税の在り方等について政府税調で検討しているが、結論は参議院選挙後に提起される予定。今次大綱では「空き家の譲渡所得の特別控除」や「自主服薬に関

する医薬品控除創設（年一二〇〇〇円超の市販薬購入支出を控除）、「通勤手当の非課税限度額を一〇万から一五万に引き上げ」など、関係者に歓迎される僅かな項目のみ。

→露骨な選挙むけの国民だまし。衆院選で議席を確保した後突如違憲の戦争法を提案・強行したのと同じように参院選の後には、関係者の異論を押し切る中所得者の増税を企図していると見なければならぬ。

(5) 復興特別税

→東日本大震災からの復興のため次の三種類の特別税が加算され、国税分については東日本大震災復興特別会計で管理するとされた。市民は速やかな復興を願ってこれを拒まず協力してきた。しかし、法人税のみは市民が納得する根拠を示さず三ヶ年を二ヶ年に短縮して約八千億円の税負担を軽減した。他方、所得税と住民税は今後長期にわたって税加算が継続するが、国が関与する被災者支援事業のうち被災後一定期間で打ち切りになる事業があると伝えられる。また会計検査院の検査結果では、到底復興事業とは理解できない事業に支出された例も指摘されている。

政府は納税者に対して、「国の特別会計の総事業費と年次計画と執行状況」「法人税の三年自分を不要とした根拠、所得税の負担率削減が期間短縮とせず復興特別法人税削減を選択した根拠」を示すべきである。

また、住民税は被災地支援というより各地域における防災施策財源とされているので、執行検証は地域ごとに行うしかないが、一〇年間にわたる担税にふさわしい事業であるかどうかを検証する必要がある。自治体は納税者に、総務省は各自自治体の事業実績等を集約して関係者に説明すべきである。

*復興特別法人税…二〇一二年四月～二〇一五年三月までの三か年間「課税標準税額×一〇％」（三年で九一〇〇億円）と決定↓自公両党が二年二月、一年前倒し廃止を決定。
 *復興特別所得税…二〇一三年一月～二〇三七年二月までの二五年間「所得税率（％）×〇・〇二一」（三年で三〇九五億円）と決定、継続中。
 *住民税…二〇一四年（平成二六年度）～二〇二三年（平成三五年度）までの一〇年間、住民税の均等割りに対し、都道府県民税、市町村民税を各五〇〇円（合計一〇〇〇円）加算決定、継続中⇨自治体が実施する防災のための施策に充てる財源

一六年四月診療報酬改定

医療崩壊を招いてはならない

医療については、二〇一四年六月の総合確保法で医療法（医療提供システム）、一五年第一八九国会で国保法等（医療保険）が改定され、順次施行段階に入っている。施行上の課題を除けば制度議論は一段落して、当面は二〇一六年四月の診療報酬改定が焦点になっている。財政審議会が社会保障抑制の焦点として診療報酬切り下げを求めていることもあり、現時点では八年ぶりのマイナス改定ではないかと伝えられる。かつて、勤務医の過酷な労働が原因の「立ち去り型サボタージュ」が問題になったが、診療報酬は医療労働者の勤務条件に直結し、患者サービスの規定する。医療崩壊につながる抑制はすべきでない。

また、一部では地域包括ケアシステムを意図的に曲解してサービス切り捨て・給付抑制をめざす動きがある。これらを退けて、患者・利用者本位で医療・介護の連携を進め、病院・施設・在宅ケアを体系化する本来の意味での地域包括ケアシステムを確立することは、時間との競争になっている。この柱の一つとして市民本位でデータに基づく適切な地域医療構想を策定することが必要である。平成二八年度診療報酬改定に向けては次の三機関が集中審議している。

社会保障審議会医療部会は一二月四日、同医療保険部会は一二月七日に「平成二八年度診療報酬改定基本方針」を審議決定した。ここでは次のような方向性が示されている。
 *地域包括ケアシステム推進、大病院と診療所などの医療機能分化と連携、在宅医療・訪問看護の確保
 *かかりつけ医の機能強化、かかりつけ薬剤師の機能評価、情報通信技術を活用したデータの収集・利活用
 *後発医薬品の使用促進、在宅復帰の推進、医薬品の適正使用、重症化予防

これらを受けて中央社会保険医療協議会（中医協）は一二月四日以降具体的報酬改定の協議を進めている。
 診療報酬の水準は、医療費全体の二割を占める薬価を△一・四％程度とし、本体報酬を微増とすることで、二〇〇八年から八年ぶりに一％前後引き下げる方向と伝えられる。
 日本の国民一人当たり医療費は諸外国に比して低い。市民生活にとって医療は優先すべき施策であり、非効率や重複は是正すべきだが医療崩壊につながる抑制をさせてはならない。